

公募型プロポーザル方式業務委託の実施について

明石市政策局プロジェクト推進室の業務について公募型プロポーザル方式業務委託（以下「プロポーザル方式」という。）を実施しますので、参加を希望する者は下記要領により参加申請書等を提出してください。

記

1 対象業務

- (1) 業 務 名 明石市役所新庁舎空間整備支援業務委託
- (2) 業 務 場 所 明石市内
- (3) 業 務 概 要 明石市役所新庁舎空間整備支援業務 1式
- (4) 履 行 期 間 契約締結日の翌日から2022年（令和4年）3月31日まで
- (5) 見積限度額 20,000千円（税抜）

2 選定方針

- (1) 審 査 主 体 明石市役所新庁舎空間整備支援業務受託予定者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、企画提案書等の審査及び評価を行い、最優秀提案者及び次点提案者を選定します。
- (2) 担 当 部 局 明石市政策局プロジェクト推進室（新庁舎担当）
〒673-8686 明石市中崎1丁目5番1号（明石市役所分庁舎5階）
TEL：078-918-5283 FAX：078-918-5136
E-mail: toshikaiatsu@city.akashi.lg.jp

3 プロポーザル方式実施スケジュール

内容	実施期間または期日
プロポーザル方式実施の公表	2020年（令和2年）7月31日
質問期間	2020年（令和2年）7月31日～8月11日 午後1時
質問回答日	2020年（令和2年）8月14日 午後1時
プロポーザル方式参加申込みの受付期間	2020年（令和2年）8月14日～8月24日 午後5時40分
プレゼンテーション・ヒアリング審査	2020年（令和2年）9月3日
受託予定者の決定	2020年（令和2年）9月中旬

※ 新型コロナウイルス感染症の状況により、実施スケジュール、プレゼンテーション・ヒアリング審査の内容等を変更することがあります。これらの場合は、明石市ホームページでお知らせします。

4 プロポーザル方式参加要件

本業務のプロポーザル方式に参加できる者は、以下のすべての要件を満たす単体企業とします。

- (1) 次のア又はイのいずれかに該当すること。
 - ア 明石市入札参加資格者名簿（物品・サービス）のサービス業務の部に、契約の種類が「調査」で登録されており、かつ業種区分が「調査その他」であること。
 - イ 明石市入札参加資格者名簿（物品・サービス）の物品の製造・販売の部に、契約の種類が「事務用品」で登録されており、かつ業種区分が「家具」であること。
- (2) 2010年（平成22年）4月1日から2020年（令和2年）6月30日までの間に、国内において地方公共団体が発注した延床面積10,000㎡以上の議場を有する庁舎の新築又は改築に係る空間整備支援業務（レイアウト計画、サイン計画及び什器備品整備計画（同種の業務を含む。）を元請として完了した業務実績を有すること（各業務実績は、同一の自治体によるものであるか、又は1つの契約によるものであるかは問わない。）。
- (3) 適正な業務責任者及び業務担当者を配置できること（資格及び専任性は問わない。）。
- (4) 業務責任者は、参加申請書等の受付日以前に参加者の組織と直接的かつ恒常的に3か月以上の雇用関係を有していること。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (6) 明石市契約規則（平成5年規則第10号）第3条の規定に該当しないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。ただし、更生手続開始の決定又は再生計画認可の決定が参加申込期日以前になされている場合はこの限りではない。
- (8) 明石市の指名停止期間中でないこと。なお、本業務のプロポーザル方式の公告日（以下「公告日」という。）から参加申請書等の受付終了日まで指名停止措置を受けた場合は、参加資格を失うものとする。
- (9) 公告日において納期限（新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて納期限が延長された場合にあっては、当該延長後の納期限）が到来している国税（法人税（個人にあっては所得税）並びに消費税及び地方消費税）及び明石市税を参加申請書等の受付終了日の前日までに完納していること。ただし、公告日において新型コロナウイルス感染症等に係る納税の猶予又は徴収の猶予の特例制度の適用を受けている場合は、この限りでない。
- (10) 仕様書等の内容を熟知し、業務内容等を十分に理解した上で本業務のプロポーザル方式に参加できること。

5 仕様書等のダウンロード

- (1) ダウンロード開始日
2020年（令和2年）7月31日（金）からダウンロード可能
- (2) 方法
明石市ホームページより仕様書等のファイルをダウンロードしてください。通信環境等の問題でダウンロードができない場合は担当部局にてファイルをコピーしますので、あらかじめ電話連絡の上、CD-R等の記録媒体（USBメモリは不可）を持参してください。

6 参考資料の貸与

(1) 貸与対象資料

次の資料を保存したCD-Rの貸与を受けることができます。

- ア 現状レイアウト調査報告書（2019年度（令和元年度）実施）
- イ 文書・物品量調査報告書【抜粋】（2019年度（令和元年度）実施）
- ウ 会議室等利用状況調査報告書【抜粋】（2019年度（令和元年度）実施）

(2) 貸与期間

2020年（令和2年）7月31日から参加申請書等の提出日まで

(3) 申請方法

貸与を希望する場合は、電子メールにより担当部局へ別紙「参考資料（CD-R）貸与申請書」を提出してください。なお、必ず担当部局への電話連絡により電子メールの着信を確認してください。

7 仕様書等に関する質問及び回答

- (1) 仕様書等に関して質問しようとする者は、下記期間内に電子メールにより担当部局へ仕様書等に関する質問書（様式1）を提出してください。

2020年（令和2年）7月31日（金）から8月11日（火）午後1時まで

- (2) 質問に対する回答は、2020年（令和2年）8月14日（木）午後1時から明石市ホームページにおいて公表します。

8 プロポーザル方式参加申込み

- (1) 参加を希望する者は、応募案内及び提出書類の作成要領を確認し、次に掲げる書類を提出してください。

- ア 公募型プロポーザル方式業務委託参加申請書（1部／様式4）
- イ 参考見積書（1部／様式5）
- ウ 参考業務費内訳書（表紙）（1部／様式6）
- エ 参考業務費内訳書（本体）（1部／任意様式）
- オ 実施体制調書（10部／様式7）
- カ 業務工程表（10部／様式8）
- キ 評価テーマに対する企画提案書（10部／様式9）
- ク 業務実績調書（1部／様式10）
- ケ 配置予定業務責任者調書（1部／様式11）
- コ 配置予定業務担当者調書（1部／様式12）
- サ 会社概要（1部／様式13）
- シ 公共性（施策反映）評価提出書（表紙）（1部／様式14）
- ス 障害者の雇用状況申立書兼誓約書（1部／様式15）
- セ 子育て支援取組調書（1部／様式16）
- ソ 男女共同参画社会づくり取組調書（1部／様式17）
- タ 若年雇用者育成取組調書（1部／様式18）
- チ 更生支援取組調書（1部／様式19）
- ツ 厚生労働省から安全衛生優良企業の認定を受けていることを証する書類（写）

シ～ツは、
該当する項目のみ資料を
提出してください。

テ 国税の滞納がないことを証する納税証明書（税額の証明ではありません。）

- ・ 個人の場合・・・その3の2（申告所得税と消費税及び地方消費税に未納の税額がないこと。）
- ・ 法人の場合・・・その3の3（法人税と消費税及び地方消費税に未納の税額がないこと。）

※ 発行日が公告日以降の日付の原本に限ります。

※ 納税の猶予の特例制度の適用を受けている場合は、国税（法人税（個人にあっては所得税）並びに消費税及び地方消費税）の納税証明書その1（直近2年分）を提出してください。

(2) 書類の提出に当たっては、次の事項に留意してください。

ア 書類は、持参又は郵送により提出してください。

① 持参する場合

あらかじめ来庁日時を電話で連絡の上、担当部局まで持参してください。書類の受領後、提出書類受領確認書を交付します。

② 郵送する場合

- ・ 必ず書留等（簡易書留も可）の、郵便局が配達し、明石市が受領した事実の証明が可能な方法にて担当部局へ郵送してください。
- ・ 郵送手続を行った日中に書留・特定記録郵便物等受領証の写しを公募型プロポーザル方式業務委託参加確認書（様式2）に張り付け、FAXにより担当部局へ送信してください。
- ・ 郵送の場合に使用する封筒は、宛名シール（様式3）を貼り付けた角2封筒等のA4サイズが折らずに入るものを使用してください。また、可能な限り1つの封筒に提出書類を入れてください。

イ 2020年（令和2年）8月14日午後1時に明石市ホームページに仕様書等に対する質問及び回答を掲載しますので、必ず確認の後に提出してください。

ウ 提出期限は、2020年（令和2年）8月24日午後5時40分（担当部局必着）です。

9 プレゼンテーション・ヒアリング審査の実施

(1) 選定方法

提出された企画提案書等の内容について、プレゼンテーション・ヒアリング審査を行います（詳細については、選定要領及び審査基準を参照のこと。）。

(2) プレゼンテーション・ヒアリング審査の日程及び場所

ア 日程 2020年9月3日

イ 場所 明石市役所内会議室（予定）

※ 場所、当日の参集時間等の詳細は、参加申請書の提出者に個別に連絡します。

(3) 結果の通知

審査の結果については、9月中旬に明石市ホームページで公表するとともに、文書で通知します（通知方法は電子メール及び郵便による。）。なお、最優秀提案者及び次点提案者（参加者が2者以下の場合には最優秀提案者のみ）については、名称等を明石市ホームページにて公表するものとします。

10 契約の締結について

(1) 受託予定者

選定委員会において選定された最優秀提案者を受託予定者とし、随意契約の相手方として、速やかに本市と契約内容に関する調整を行うこととなります。その後、見積書、業務費内訳書等を提出していただきます。

(2) 見積書

参考見積書に記載の金額を超えた見積りは無効とします。

(3) 消費税の取扱い

見積金額は、契約希望金額の110分の100で記載してください（税抜で記載）。

契約締結に際しては、金額に10%を加算した額で契約を行います。

なお、1円未満の端数は、この最終金額において切り捨てます。

(4) 契約保証金

契約金額の10分の1以上を納付していただきます。ただし、明石市契約規則第25条に該当するときは免除等を行う場合があります。

(5) 暴力団排除に関する誓約書の提出について

明石市が行う契約からの暴力団排除に関する要綱第5条第1項の規定により、受託予定者は契約締結時までに、自らが暴力団等（同要綱第2条第4号に規定する暴力団等をいう。）に該当しない旨等を記載した誓約書を提出していただきます。

契約締結期限までに当該誓約書が提出されていない場合には契約を締結しません。

この場合において、プロポーザル方式に要したすべての費用について、明石市に請求することはできず、参加者の負担となりますのでご注意ください。

また、明石市入札参加者等指名停止基準別表第2第8項第10号アの規定により、指名停止措置（3か月）を行います。

(6) その他

受託予定者が契約締結までに「4 プロポーザル方式参加要件」に規定する要件のいずれかを満たさなくなった場合、事故等の特別な理由により契約が不可能となった場合及び協議が整わなかった場合においては、審査結果が次点の者から順に繰り上げて新たな受託予定者とします。

11 支払条件

前金払 無

部分払 有

令和2年度	6,363千円（税抜）以内
令和3年度	残額

12 契約条項等を示す場所

明石市契約規則、明石市業務委託契約約款等については、財務室契約担当及び明石市ホームページ（入札コーナー）において閲覧することができます。

13 プロポーザル方式に関する条件

- (1) 参加申請書等が所定の日時までに到着していること。
- (2) 2通以上本業務のプロポーザル方式に関する書類を提出していないこと。
- (3) プロポーザル方式に関する書類の必要箇所に記名押印があり、内容が明確であること。
- (4) 参考見積書の金額が明確であること及び金額が訂正されていないこと。
- (5) 談合その他の不正行為によって行われたと認められるプロポーザル方式でないこと。

14 無効とする参加申込み

- (1) プロポーザル方式に参加する者としての必要な資格のない者の行った参加申込み
- (2) 虚偽の申請により資格を得た者の行った参加申込み
- (3) プロポーザル方式に関する条件に違反した参加申込み
- (4) 提出書類を郵送する際、封筒等に宛名シール（様式3）を貼り付けていないもの
- (5) 持参又は郵送（書留等の郵便局が配達し、明石市が受領した日時の実証が可能な方法に限る。）以外の方法で提出されたもの
- (6) 宛名シール（様式3）の記載内容に誤り又は漏れがあり、意思表示が不明瞭なもの
- (7) 封筒の中に複数の参加者の提出書類を同封したもの
- (8) 申込みに必要な提出書類がないもの
- (9) 参考見積書の金額と参考業務費内訳書（参考業務費内訳書に値引き・端数処理等の記載は認めない。）の金額が合致しないもの
- (10) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるもの又はこれを訂正して押印の無い提出書類により参加申込みをしたもの
- (11) 公募型プロポーザル方式業務委託参加申請書（様式4）に参加申請者の記名・押印のないもの
- (12) 参考見積書の金額を訂正したもの
- (13) 見積限度額を超える金額で参考見積書を提出したもの

15 プロポーザル方式の中止等について

緊急その他やむを得ない理由等により、プロポーザル方式を実施することができないと認められる場合は、プロポーザル方式を停止し、中止し、又は取り消すことがあります。また、新型コロナウイルス感染症の状況により、実施スケジュール、プレゼンテーション・ヒアリング審査の内容等を変更することがあります。これらの場合は、明石市ホームページでお知らせします。

なお、これらの場合においてもプロポーザル方式に要した費用を明石市に請求することはできません。

16 その他

- (1) 参加申込みに係るすべての費用は、参加者の負担となります。
- (2) 提出された参加申込みに係るすべての書類については返却しません。
- (3) 企画提案書等の著作権は、参加者に帰属します。ただし、本業務のプロポーザル方式に関する記録及び議会等への説明（明石市ホームページ上での公表を含む。）のために本市が企画提案書等を使用する場合は、著作権者の同意を得ずに無償で使用できるものとし、参加者は提案にあたり、その無償使用について了承するものとします。
- (4) 明石市法令遵守の推進等に関する条例（平成22年条例第4号）に規定する不当要求行為等を行った場合においては、明石市入札参加者等指名停止基準により措置されます。
- (5) プロポーザル方式に参加を希望する者は、事前に必ず明石市ホームページ（入札コーナー）掲載の業者登録一覧表で業者コード等を確認した上で申し込んでください。
- (6) 提出書類等に不備がある場合には無効となるので、このプロポーザル方式に参加を希望する者は、事前に必ず応募案内等を確認した上で申し込んでください。
- (7) 参加申請書等の受付以降における提出資料の追加、差替え及び再提出は認めません。ただし、市が提

出書類等の確認のため、追加の資料提出を求めた場合は、この限りではありません。

- (8) 配置予定業務責任者及び配置予定業務担当者は、死亡、退職等の特別な事情がある場合を除き変更は認められません。